

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に  
ついて

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例  
（藤沢市手数料条例の一部改正）

第1条 藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のよう  
に改正する。

第2条第2項第8号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（藤沢市都市景観条例の一部改正）

第2条 藤沢市都市景観条例（平成元年藤沢市条例第38号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第1 垣又はさくの項西町地区の項中「工業標準化法」を「産業標準化法」  
に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（藤沢市屋外広告物条例の一部改正）

第3条 藤沢市屋外広告物条例（平成19年藤沢市条例第23号）の一部を次の  
ように改正する。

第10条第3項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」  
を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、工業標準化法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。